

屋久島永田浜

ウミガメ観察 ルールガイド

2016年4月改訂第5版

NAGATAHAMA BEACH



永田浜ウミガメ保全協議会

屋久島国立公園、ラムサール条約湿地

「永田浜」へようこそ!



永田浜は、悠久の自然の営みと、人の暮らしが出会う場です。

永田川の流れに乗って屋久島の奥岳から運ばれてくる風化花崗岩の白砂は、今もこの浜に堆積を続けています。

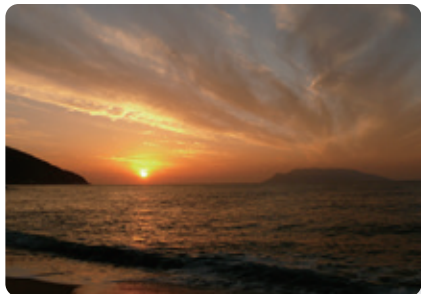
永田集落に住む人々は、この浜で漁をし、この浜で遊び、この浜で祈り、この浜を大切に守ってきました。

北太平洋一円を回遊しながら生活するウミガメは、昔も今もここに上陸し、産卵していきます。

永田浜は北太平洋最大のアカウミガメの産卵地です。

この冊子は、永田浜を訪れる方に守っていただきたいルールをまとめたものです。

永田浜のすばらしい環境をいつまでも大切に受け継いでいくために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



永田浜から見る夕日



ウミガメの足跡

目次

- 1.ウミガメ観察の前に 3
- 2.永田浜ウミガメ観察ルール 5
- 3.もっと知りたい!ウミガメのこと 11
- 4.ウミガメ保護の取り組み 13
- 5.ウミガメの里～永田集落～ 14
- 6.永田浜のインフォメーション 15
- 7.永田浜周辺マップ 16
- 8.メモ 17

1 ウミガメ観察の前に ～ウミガメの現状～

夜の永田浜では、**4月下旬～8月上旬**にウミガメが産卵のために上陸し、**7月上旬～9月下旬**にはふ化した子ガメが海に向かいます。

○絶滅^{きぐ}危惧種「ウミガメ」

ウミガメは世界で7種類が知られています。日本に産卵で訪れるのは、アカウミガメ、アオウミガメ、タイマイの3種です。これらのウミガメは、世界的にはジャイアントパンダと同じくらい絶滅の危機に瀕しているといわれています。

※国際自然保護連合 (IUCN) の分類による

○永田浜はアカウミガメの貴重な産卵地

永田浜は北太平洋で最も高密度にアカウミガメの産卵が行われる砂浜で、アカウミガメの保護において非常に重要な地域であることから、平成14年に霧島屋久国立公園(現屋久島国立公園)に指定されました。また、平成17年にはラムサール条約湿地※に登録され、平成27年で10周年を迎えました。

※ラムサール条約湿地とは…国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全とワイズユース(賢明な利用)を推進することを目的とした国際条約。

★永田浜は、「前浜」「いなか浜」「四ツ瀬浜」の総称

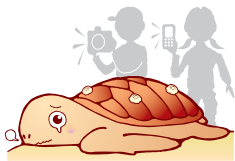


永田浜全景

ウミガメと永田浜を、ともに守り続けることが必要!

○ウミガメはとってもデリケート

ウミガメは光や人の気配を感じると上陸をやめてしまいます。また、人の利用が増えると砂が踏み固められ、卵がふ化できなかったり、ふ化した子ガメも砂の中から出てこられなくなります。



○永田浜で起きている問題

世界遺産登録後、永田浜を訪れる観光客が増加し、ウミガメの産卵観察のために例年5000人程度の人が夜の永田浜を訪れています。永田浜では、上陸したウミガメの産卵率、子ガメのふ化率が減少傾向にあり、浜への立入りの増加によるウミガメへの悪影響が心配されています。

○ウミガメと永田浜を守り続けていくために

永田浜では、関係行政機関や地域関係者の話し合いにより、「永田浜ウミガメ観察ルール」が決められています。ウミガメのシーズン中、夜の永田浜への無秩序な立入りはご遠慮願います。

このルールには法的拘束力はありませんが、
ウミガメ保護のため、
ご理解とご協力をお願いします。

- 夜の永田浜への立入りはご遠慮願います

対象期間

5月1日～8月31日

19:30～翌朝5:00

・無秩序な浜への立入りは、上陸するウミガメや地中の子ガメに悪影響を与える恐れがあります。

- ウミガメ観察は、
できるかぎり観察会等に参加し、
スタッフの案内に従って、行ってください

5/1～7/31 : ウミガメ産卵の観察会(p.9参照)にできるかぎり参加し、スタッフの案内に従って、ウミガメ観察(産卵の観察)を行ってください。

8/1～8/31 : 子ガメ放流の観察会(p.10参照)にできるかぎり参加し、スタッフの案内に従って、ウミガメ観察(子ガメの放流の見学)を行ってください。

※8/1以降は産卵の観察会は行っておりません。

●全日適用されるルール

●ウミガメ保護柵内には立ち入らない

- ・永田浜では、ウミガメの産卵巣の多い区域に子ガメの保護のための柵を設置しています。
- ・地中の卵や子ガメを踏みつける可能性があるため、ウミガメ保護柵内には立ち入らないでください。



浜に設置されたウミガメ保護柵

●焚き火をしない

- ・砂浜のいたる所にウミガメの卵が産み落とされています。
- ・焚き火をすると、地中の卵や子ガメが焼け死んでしまったり、子ガメが焚き火に飛び込んでしまう恐れがあります。



●キャンプをしない

- ・キャンプ中の明かりは上陸するウミガメや帰海中の子ガメに影響を与えます。
- ※永田浜(国立公園特別地域)においてテントを張る行為は、自然公園法で原則禁止されています。



●砂を採らない

- ・ウミガメの産卵・ふ化場所である砂浜の減少につながります。
- ※永田浜(国立公園特別地域)において土石(砂)を採取する行為は、自然公園法で原則禁止されています。





夜間ウミガメ観察をする時に守るルール

1.事前にレクチャーを受けよう

- ウミガメに関する説明をよく聞いてから浜に入って下さい。

2.スタッフの案内に従ってください

- ウミガメへの影響を抑えるため、現地のスタッフが行う誘導や案内に従ってください。

3.光は消して

- 産卵期のウミガメは光を嫌い、また子ガメは本能的に光に向かって進んでしまいます。
- 懐中電灯や携帯電話など、光の出る機器は、電源を切ってください。



4.むやみに歩かないで、騒がないで

- 人の気配に気付いたウミガメは、上陸をやめてしまいます。また、ふ化時期には、浜のいたるところに子ガメがいます。
- 暗くなった浜では騒がず静かにし、波打ち際は歩き回らないでください。

5.ウミガメには触らないで

- ウミガメは敏感で動揺しやすい生き物なので、触らないでください。



*屋久島の海岸において、ウミガメの捕獲及び卵の採取等を行うことは、鹿児島県条例及び自然公園法で原則禁止されています。



6.カメラ、ビデオ撮影は行わないで

- カメラのフラッシュによる強い光はもちろん、液晶画面の光でさえもウミガメに悪影響を及ぼす恐れがあります。

7.酒類は持ち込まないで

- 周りの方へのご迷惑になるため、酒類の持ち込みや酔って浜へ立ち入ることはご遠慮ください。

8.喫煙はしないで

- 火気の明るさがウミガメに悪影響を及ぼしますので、**マッチ**や**ライター**の使用はご遠慮ください。



9.ゴミは持ち帰ろう

- 浜のゴミは、ウミガメが上陸するときや子ガメが海にもどるときの妨げとなります。ゴミは浜に捨てず、お持ち帰りください。



10.観察会終了後は浜に立ち入らないで

- 観察会終了後(23:00頃以降)は、ウミガメが静かな環境で産卵・ふ化する時間ですので、浜への立入りはご遠慮願います。

※永田浜ではウミガメ保護のための調査・研究活動が行われており、調査スタッフに限り、夜間を通じて浜で活動を行っています。

5/1～7/31 (産卵期)に訪れる方は、
ウミガメ産卵の観察会への参加をお願いします。

「ウミガメ産卵の観察会」

ウミガメに関するレクチャーを行った後、浜へご案内し、ウミガメが上陸し産卵が始まり次第その様子を観察して頂きます。

実施主体：永田ウミガメ連絡協議会
(協力:NPO法人屋久島うみがめ館)

開催期間：5/1～7/31

開催場所：【事前レクチャー会場】屋久島うみがめ館
【観察場所】永田いなか浜(p.16参照)

受付・開催時間：①20:00～(受付19:30～20:00)
②20:30～(受付20:00～20:30)
③21:00～(受付20:30～21:00)
(※予約時にご希望の時間帯を指定してください。)

協力金：大人(高校生以上)1,500円、中学生以下無料
定員：合計80人程度 **予約制**
予約先：永田ウミガメ連絡協議会

ホームページ：<http://nagata-umigame.com/>

T E L：0997-45-2280



予約受付期間：4/1～7/31
(※電話の受付時間は13:00～17:00です。)

ウミガメは自然の生きものです。
産卵を観察できないときもあることを十分ご理解の上、
産卵の観察会にご参加願います。

8/1～8/31(ふ化期)に訪れる方は、 子ガメ放流の観察会への参加をお願いします。

自然状態で海に帰る子ガメに遭遇する可能性は極めて低いです。無秩序に浜で子ガメを探し回ると、地中の卵や子ガメが踏まれて死んでしまう可能性があります。

「子ガメ放流の観察会」

実施主体：永田ウミガメ連絡協議会
(協力:NPO法人屋久島うみがめ館)

開催期間：8/1～8/31

定員：合計120人程度 **予約制**

予約受付期間：4/1～8/31

(※電話の受付時間は13:00～17:00です。)

※その他の実施要項(開催場所、受付・開催時間、協力金、予約先)は、「ウミガメ産卵の観察会」と同じです。

※観察会は、ウミガメの保護を目的として、地元の永田集落の方々が中心となって開催しているものです。

観察会に関するお問い合わせ

永田ウミガメ連絡協議会

ホームページ：<http://nagata-umigame.com/>

T E L：0997-45-2280



(※電話受付時間：4/1～8/31の13:00から17:00まで)

3

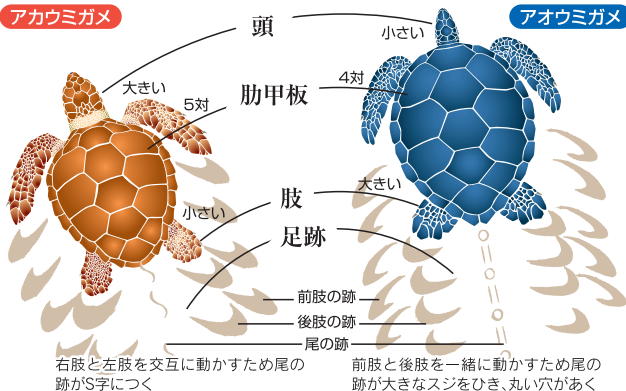
もっと知りたい!ウミガメのこと

■屋久島に上陸するウミガメ

日本はオーストラリアと並び、太平洋域におけるアカウミガメの主要な産卵地です。日本に訪れるウミガメのうち、屋久島に上陸するのは主にアカウミガメとアオウミガメで、そのほとんどがアカウミガメです。

アカウミガメ

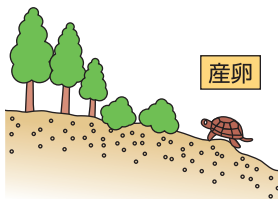
アオウミガメ



■夜、長い時間をかけて産卵

屋久島での産卵期間は、4月下旬から8月上旬頃までで、ほとんどのウミガメは21:00から翌日の3:00にかけて上陸し、産卵します。

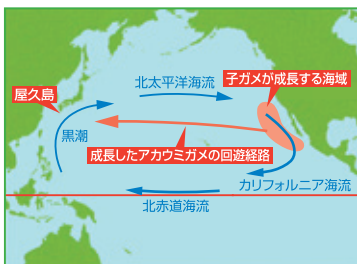
上陸したウミガメは、波のかからない場所に時間をかけて穴を掘り、卵を産み落とします。穴掘りに失敗してしまうこともよくあります。



■ 謎だらけ!ウミガメの一生

ウミガメは、一生のほとんどを海の中で暮らし、産卵のときだけ砂浜に上陸します。

日本で生まれた子ガメたちは、太平洋で回遊生活を送った後、日本近海で生活します。親ガメになるのに30年ほどかかるといわれています。

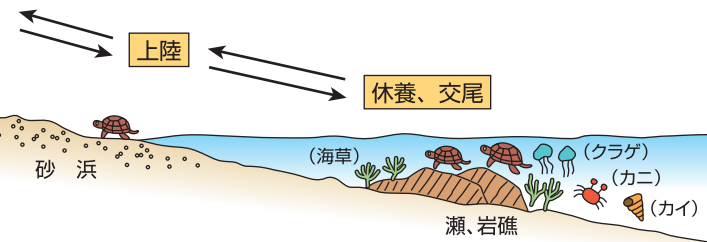
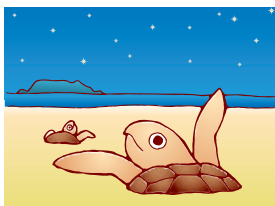


■ 子ガメは海へ一目散

砂の中の卵は地熱で温められ、約45日～75日でふ化します。屋久島でのふ化のシーズンは7月上旬から9月下旬です。

ふ化した子ガメは、3～7日かけて地表へ移動し、夜になるのを待って、一斉に巣穴を脱出し、海へと向かいます。

しかし、人による巣穴の踏み固めや、周辺の光などの影響で、海までたどり着けない子ガメもたくさんいます。



4 ウミガメ保護の取り組み

年	主な出来事
1973	旧上屋久町が「上屋久自然保護条例」を制定
1982	町の委託により、一湊浜と永田浜の監視業務開始
1988	鹿児島県が「ウミガメ保護条例」を制定 →ウミガメの捕獲及び卵の採取を禁止
2002	永田浜が霧島屋久国立公園に指定
2005	ラムサール条約湿地に登録
2006	ウミガメを自然公園法に基づく指定動物に指定
2009	「永田浜ウミガメ観察ルール」を策定

地域の取り組み

1 ウミガメ保護活動

- ・夜間の利用者指導(ウミガメ観察会の開催)
- ・夜間の監視活動
- ・ウミガメ保護柵の設置
- ・卵の移植、ウミガメの救出など

2 普及啓発活動

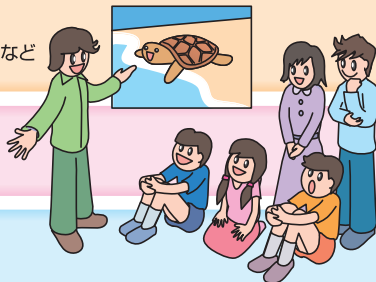
- ・環境教育

3 調査・研究活動

- ・上陸回数把握調査

4 浜の環境保護

- ・砂浜の清掃
- ・遮光林の管理



5 ウミガメの里～永田集落～

屋久島の中心部にそびえる高い山々を「奥岳」といいます。永田集落は、集落の中心部から奥岳（永田岳）が望める屋久島唯一の集落です。



■地元の信仰や伝統行事になくてはならない永田浜

豊漁豊作・家内安全などを祈る奥岳への参詣登山「岳参り」では、海で身を清め、浜の砂を持って、山頂の祠に供えます。

伝統芸能「トビウオ招き」では、浜に祀ってあるお釈迦様と河口にあるエビス様にお参りした後、婦人たちが踊り歌いながらトビウオを招きます。



■暮らしの一部をなしていたウミガメ

かつて、ウミガメの卵は食料や地域経済を潤す貴重な資源になっていました。

卵を採っていた時代でも、「全部をとらず、子ガメになる卵を残すという配慮も忘れない」などの気配りもありました。



わからないとき? / 困ったときのお問い合わせ先

「永田浜ウミガメ観察ルール」に関するお問い合わせ

○永田浜ウミガメ保全協議会(事務局)

環境省屋久島自然保護官事務所(屋久島世界遺産センター内)

屋久島町安房前岳2739-343 TEL:0997-46-2992

URL:http://www.env.go.jp/park/yakushima/ywhcc/np/umigame_kaigi.htm

【お問い合わせ】: 9:00~17:00(12~2月毎週土曜日、年末年始を除く)



「ウミガメ観察会」に関するお問い合わせ

○永田ウミガメ連絡協議会(事務局)

屋久島町永田1229 TEL: 0997-45-2280

URL:<http://nagata-umigame.com/>

【予約・お問い合わせ】: 4/1~8/31(電話受付時間13:00~17:00)



宿泊・レンタカー・タクシーのご案内

○公益社団法人屋久島観光協会

屋久島町小瀬田310-1 TEL:0997-49-4010

(宮之浦案内所)0997-42-1019 (安房案内所)0997-46-2333

【お問い合わせ】: 年中無休 8:30~18:00



報道関係者、島外研究者のみなさまへ

研究や報道を目的として永田浜を利用する場合は、

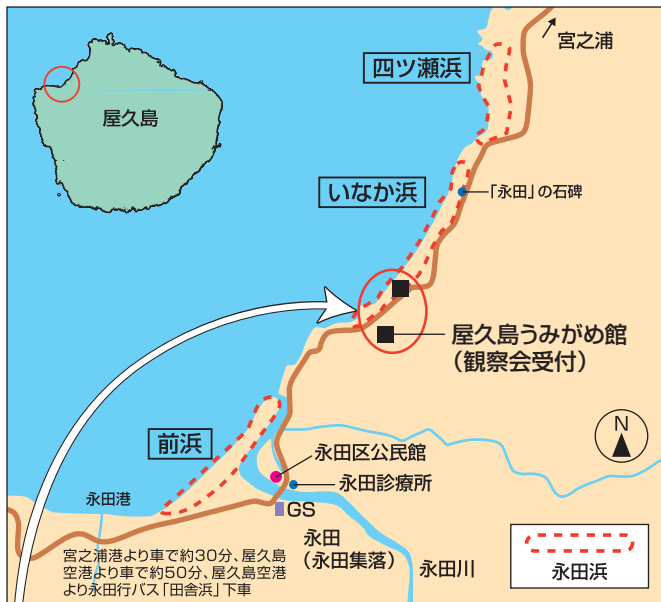
①浜への立入りについて事前にご連絡ください

【連絡先】環境省屋久島自然保護官事務所(0997-46-2992)

②ライトの使用やフラッシュ撮影は行わないでください

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

7 永田浜周辺マップ



⚠️ 夜間、車でお越しの方へ

上記永田浜周辺ではスピードを落とし、ライトをロービームにしてください。また、駐車場に入ったりする際は、ライトを消してくださいませよう、ご協力お願いします。

8

×E MEMO

関係機関

- 環境省屋久島自然保護官事務所
屋久島町安房前岳2739-343 TEL:0997-46-2992
- 鹿児島県環境林務部自然保護課
鹿児島市鴨池新町10-1 TEL:099-286-2111
- 鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所
屋久島町安房650 TEL:0997-46-2211
- 屋久島町環境政策課
屋久島町宮之浦1593 TEL:0997-42-0100
- 公益財団法人屋久島環境文化財団
屋久島町宮之浦823-1 TEL:0997-42-2911
- 公益社団法人屋久島観光協会
屋久島町小瀬田310-1 TEL:0997-49-4010
- 永田ウミガメ連絡協議会
屋久島町永田1229 TEL:0997-45-2280

発行／環境省九州地方環境事務所

発行日／平成28年4月

画像・イラスト提供（一部）／NPO法人屋久島うみがめ館

■問い合わせ先

永田浜ウミガメ保全協議会（事務局：環境省屋久島自然保護官事務所）

屋久島町安房前岳2739-343 TEL:0997-46-2992